

事 業 主 様

神奈川県建設業健康保険組合
理 事 長 小 俣 務
(公 印 省 略)

資格確認書の一括職権交付について

平素より当健康保険組合の事業運営に格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証の新規交付が廃止され、医療機関等での受診はマイナ保険証での受診が原則となっております。

経過措置として、従来の健康保険証は令和 7 年 12 月 1 日まで使用可能ですが、令和 7 年 12 月 2 日以降は使用できなくなります。

つきましては、現在、健康保険証をお持ちの加入者で、マイナ保険証をお持ちでない加入者については、健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を一括職権交付し、以下の発送予定日に、事業所あて送付いたします。

大変お手数ですが、「資格確認書」が届き次第、該当する加入者へお渡しくださいますよう、お願いいたします。

発送予定日

令和 7 年 11 月 17 日 (月)

発送方法

日本通運プライバシーガード便、もしくは、レターパックプラス(赤)で発送

※世帯ごとに個別封筒に封入(対象者が被扶養者のみでも被保険者あて)

※封入物は「別紙」のとおりとなります。

※資格確認書は 1 つの封筒に 5 枚まで封入されますが、6 枚以上は封筒が複数になります。

裏面に続く

【 注 意 事 項 】

資格確認書について

- 一括職権交付する「資格確認書」の有効期限は令和 9 年 12 月 1 日となります。
- すでに資格喪失された方、または資格確認書をすでにお持ちの方、及びすでにマイナ保険証の利用が出来る方の分が含まれていた場合、お手数ですが、当健康保険組合までご返送ください。
- 「資格確認書」の有効期限内に資格喪失・氏名変更等の変更・訂正が必要となった場合、回収・返却が必要となります。

現在交付中の健康保険証について

- 令和 7 年 12 月 2 日以降、健康保険証は無効となりますので、返却は不要です。
- 経過措置期間内の令和 7 年 12 月 1 日までに資格喪失手続き、扶養削除の手続きをされる場合は、健康保険証を届書に添付して返却してください。

【問い合わせ先】

神奈川県建設業健康保険組合

TEL 045-201-9446